

北海道公立大学法人札幌医科大学における競争的資金等の使用に関する不正防止プログラム

第1 目的

このプログラムは、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下、「本学」という。）における競争的資金等の適正な管理・執行体制を構築することにより、競争的資金等の不正な使用等の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

1 このプログラムにおいて、「競争的資金等」とは、国及び国が所管する独立行政法人から配分される補助金・委託費等の研究のための資金をいう。

2 このプログラムにおいて、「不正」とは、下記に掲げるものをいう。

(1) 「不正使用」

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、又は競争的資金等の配分の決定の内容若しくはこれに附した条件と異なる使用を行うこと。

(2) 「不正受給」

偽りその他不正な手段により競争的資金等の配分を受けること。

(3) 「不正行為」

競争的資金等の配分の対象となった研究課題の提案事業において、既に公表された研究成果で示されたデータ、情報、調査結果のねつ造、改ざん又は盗用を行うこと。

3 このプログラムにおいて、「事務局」とは、競争的資金等に係る申請・受入れ・支出等の事務を所管する北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成19年規程第6号。以下「組織規程」という。）第12条に定める事務局その他関係する組織をいう。

第3 不正防止のための措置

1 責任体制

本学に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、競争的資金等の管理・執行の適正化を図る。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は理事長とし、本学全体を統括し、競争的資金等の管理・執行について最終責任を負うとともに、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって競争的資金等の管理・執行が行えるよう適切に指導するものとする。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は外部研究資金等を担当する理事とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・執行について全体を実質的に統括する責任と権限をもつものとする。

(3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は別記1のとおりとし、部局内において所管する競争的資金等の管理・執行について実質的な責任と権限をもつとともに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等のモニタリング・改善指導の役割を担い、その管理・執行が適切に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

2 適正な管理・執行の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用等を防止するため、本学の実態把握に努め、不正を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた管理・執行体制の構築を図るものとする。

(1) 管理・執行の基本

ア 管理・執行の基本

競争的資金等に係る事務処理手続きについては、国の関係法令・通達及び各資金の配分機関で定める要綱等に基づくほか、本学で定める会計規程・関係要領等に基づき統一的な執行を図るものとする。

イ 取扱いの周知

競争的資金等に係る事務処理手続きの上記アの取扱いについて、学内に周知徹底を図るものとする。

ウ 相談受付窓口

競争的資金等の適切な管理・執行を図るため、事務処理手続きに関する相談受付窓口を当該競争的資金等を所管する事務局担当課に設置するものとする。

(2) 職務の権限等

本学において競争的資金等の配分を受けて当該研究を行う者（以下「研究者」という。）と事務局の権限と責任については、次に掲げるとおりとする。

ア 研究者 研究の遂行に伴う必要な経費の事務局への執行依頼・報告

イ 事務局 研究者から執行依頼を受けた経費の執行手続・確認

(3) 意識の向上及び行動原則

ア 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者の責務

競争的資金等の適正な管理・執行について、本学及び所管部局等における関係者の意識向上を図らなければならない。

イ 研究者及び事務局職員の行動原則

競争的資金等が国民の税金を原資とするものであることを十分認識し、その管理・執行にあたっては、関係法令等をはじめ、本プログラムや本学の関連規程に定められている事項を遵守しなければならない。

また、研究者は、この行動原則を遵守する旨の誓約書を、原則年1回、提出しなければならない。

3 競争的資金等の適正な管理・執行

(1) 適正な予算執行に向けた取組

競争的資金等による公的研究に携わる研究者及び事務局職員は、常に予算の執行状況を把握するとともに、研究計画との整合性に留意した適正な予算執行に努める。

(2) 経費ごとの基本的な管理方針

ア 物品

止むを得ず研究者が発注を行う場合、研究者は、適切な発注先の選定に十分留意する。

事務局は、これに係る納品・検収を行い、検収の方法を工夫するなど、常に不正防止に努める。

イ 旅費

実態の伴わない旅費請求などの不正を防止するため、関係する規程や要綱・要領の定めるところにより、用務内容等旅行事実の確認を行う。

ウ 謝金等人件費

実態のない勤務などの不正を防止するため、関係する規程や要綱・要領等の定めるところにより出勤簿等を備え、勤務状況の確認を行う。

エ その他

故意又は錯誤による実態のない請求・支払いや、事実と異なる請求・支払いが生ずることのないよう、納品や契約の履行等の確認を行う。

(3) 取引の実態等

コンプライアンス推進責任者及び事務局職員は、特定の業者と過度に密接な関係を持つことにより不正使用に発展することのないよう、取引業者からの誓約書徵取などにより、取引実態の把握に努める。

また、不正な取引に関与した業者については、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則の定めるところにより、厳正に対処する。

4 不正に係る調査体制等

競争的資金等の管理・執行を適正に行うため、学内外からの関連情報が適切に伝達されるとともに、不正に係る調査体制等を構築する。

(1) 不正に関する通報窓口

競争的資金等の不正に関する通報窓口は、事務局研究支援課とし、通報内容について総括管理責任者を経て、最高管理責任者に報告する。その連絡系統は別記2のとおりとする。

(2) 通報等の取扱

最高管理責任者は、通報等を受けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱とする。

(3) 不正調査委員会の設置及び調査

通報等により競争的資金の不正が疑われる場合等、最高管理責任者が必要と認める場合は、不正調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施することとする。

不正調査委員会設置にあたっては、公正かつ透明性の確保の観点から、不正に係る調査体制に、本学に属さず、かつ、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない第三者を含まなければならない。不正調査委員会の組織・運営に関し、必要な事項については別に定める。

(4) 調査中における一時的執行停止

最高管理責任者は、被告発者等不正調査委員会の調査対象となった者に対しては、調査結果が明らかになるまで、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(5) 調査結果の認定

不正調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するものとする。

5 配分機関への報告及び調査への協力

(1) 最高管理責任者は、調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(2) 最高管理責任者は、通報・告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、配分機関に調査の中間報告をしなければならない。

(3) 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(4) 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(5) 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

6 不正案件の対応

不正調査委員会において、調査結果が認定された場合は、事案に応じて関係する本学の規程・規則その他の定めるところにより、適正に対処する。

第4 その他

1 このプログラムの推進を担当する事務局は、事務局研究支援課とする。

2 このプログラムに定めるもののほか、プログラムの推進に必要な事項は別に定める。

3 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制整備について（平成19年11月 札幌医科大学）は廃止する。

4 このプログラムは平成23年4月1日から施行する。

5 このプログラムは平成26年10月24日から施行する。

6 このプログラムは平成30年4月1日から施行する。

7 このプログラムは令和7年4月1日から施行する。

別記 1

プログラム第3 1 (3) に規定するコンプライアンス推進責任者は、次のとおりとする。

医学部長、保健医療学部長、医療人育成センター長、附属病院長、事務局長、附属総合情報センター長、附属研究連携推進機構長

+

別記 2

プログラム第3 4 (1) に規定する連絡系統は、次のとおりとする。

